

## 税制改正大綱

# 証券界が見直し迫る 上場株の「相続評価」

計の株式等への投資を促す狙いがある。10年ぶりに税制改正要望に盛り込まれた。

相続税の相続財産の価額は、国税庁の財産評価基本通達で被相続人の死亡日（相続日）の「時価」とされており、資産の種類別に評価方法が定められている。上場株式は相続日の終値、その月、前月、前々月の各終値の平均値のうち最も低い価額で評価される。

相続税の納付期限は相続発生から10カ月以内に定められているが、納付期限までの間に価格が下落するリスクのある資産もある。そのような資産のうち土地は公示地価の80%程度、ゴルフ

フ会員権は通常の取引価格の70%など、価格変動リスクを加味した相続税評価額になっている。

だが、上場株式については納付期限までに価格が下落するリスクはほとんど考慮されていない。金融庁は「他の資産に比べて相続税評価上の扱いが不利（相続税評価額が割高）となっている」と指摘している。

こうした事情から、特に株式投資の経験がない相続人の場合などには、相続時に上場株式を売却するケースが多いようだ。価格変動（下落）リスクのある資産の保有を回避するためと考えられる。

近年、金融所得課税の一

相続税における上場株式の評価方法の見直しに注目が集まっている。金融庁が2015年8月、「平成28年度税制改正要望」で要求した「上場株式等の相続税評価の見直し」が16年度の税制改正大綱に盛り込まれる可能性があるからだ。

土地やゴルフ会員権など、他の価格変動リスクのある資産と比べて上場株式が不利な評価になっている状況を改め、家



証券業界の期待は大きい

体化や少額投資非課税制度（NISA）など所得課税では家計の株式投資を促す政策がとられているが、相続を契機に株式が売却されてしまうと、政策目的を実現できない。

価格変動リスク（下落するリスク）を考慮しない現行の相続税評価は「貯蓄から投資」を阻む大きな要因の一つといえよう。

### 「貯蓄から投資」後押し

株価が下落して相続人が不利になるケースはどれくらいあるのか。過去30年間の各営業日に相続が発生したと仮定して、相続発生日と相続税納付期限日の日経平均株価の変動率を試算した。

その結果、全体の営業日のうちの53・66%で相続税納付期限日までの間に株価が上昇していた。一方、46・34%で相続日より相続税納付期限日の株価が下落した。30%以上下落したケースが全体の4・12%あった。この試算から、上場株式等の評価額を相続日の市場

価格の70%とすれば、約96%の確率で相続人は株価下落に対する救済を受けられることがわかる。現行の評価額で救済されるケースは微々たるものであり、相続日の市場価格の70%が難しいとしても、85%でも現行制度よりは大きな改善となる。

上場株式等の相続税評価の見直しが注目されている背景には、15年から相続税の課税が強化されたことがある。課税対象者が増加するため、負担急増の激変緩和措置として実現するとの期待もある。

また、コーポレートガバナンス・コード（企業統治

指針）の導入を受けた株式持ち合い解消の受け皿として家計（個人）が期待されるが、足元では上場株式の株主として個人が占める比率は低下し、代わりに外国人株主の比率が急増している。これでは企業の収益増の恩恵は海外に流出する一方である。

見直しにより家計の上場株式等の保有が促進され、現金・預金保有残高の10%が上場株式や投資信託にシフトすれば、配当収入などに伴う所得税収増で、相続税の税収減は十分カバーできるであろう。

（吉井一洋・大和総研制度調査担当部長）